

# 「大学の自治」を葬り去ろうとする

## 学校教育法と国立大学法人法の 「改正」案が国会で審議中です

いま「大学の自治」を支える原則を一気に葬り去ろうとする法案が国会審議にかけられています。

マスコミはこの重要問題をほとんど報道しませんので、この重大な事実が知られていません。

### 「教授会自治」を根こそぎにする 「諮問機関化」と「審議」事項の制限



教授会自治を構成する、学部長等の選考権、教育課程の編成権、組織再編を含む、学部等の教育・研究に関わる重要事項の決定権、教育研究を支える予算配分権、教員の採用・昇任の人事権を根こそぎ教授会から奪おうとする重大な内容です。

改正案では、「学生の入学、卒業及び課程の修了」、「学位の授与」とこれらのほか「教育研究に関する重要な事項で、学長が教授会の意見を聴くことが必要であると認めるもの」について、「教授会は、学長が（中略）決定を行うに当たり意見を述べるものとする」とされ、学長に意見を述べる機関（すなわち「諮問機関」）、それも学長が必ず意見を聴く事項を学生に関する事項のうち僅かなものに制限してきています。重要事項以外については、「審議」することは可とする条項がありますが、「学長等の求めに応じ、意見を述べることができる」とされており、実質的な審議とは程遠いものとなってしまいます（学校教育法の「改正」）。

### 学長を通じた政府による大学支配の強化

学長選考基準の制定と公表、学長選考結果の公表を義務付け、教職員の意向投票による学長選考を廃止させようとしています。

国会審議では、「選考基準」は「ミッションを見通した」ものであり、「学長選考会議が主体的に選考する方法であること」が含まれることが必要との答弁が行われています。文部科学省が進めてきた強引な「ミッションの再定義」がここで活用され、これに沿った大学運営を行う学長を選ばせようとしていることは明白で、これまで以上に学長を通じた政府による大学支配が強化されてしまいます（国立大学法人法の「改正」）。

# 学校教育法と国立大学法人法の主な「改正」点とポイント

学校教育法	現在	改正後	ポイント
教授会の位置づけ (93条関連)	重要な事項を審議	学長が次の事項を決定するに当たり意見を述べる。1) 学生の入学、卒業及び課程の修了、2) 学位の授与、3) そのほか、教育研究に関する重要な事項で、学長が教授会の意見を聞くことが必要であると認めるもの	「審議」ではなく「意見を述べる」としたうえで、その事項を、具体の2項目と、学長が意見を聞きたい重要事項に制限するもの。
		学長、学部長等がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、求めに応じて意見を述べることができる	前項以外の教育研究に関する事項については「審議」は認めるが、求めがあった時に「意見を述べる」ことしかできない。
副学長の権限の拡大 (92条関連)	学長の職務を助ける	学長を助け、命を受けて校務をつかさどる	合議による大学運営ではなく、学長の周辺による執行体制を強化するもの。
国立大学法人法	現在	改正後	ポイント
学長の選考対象者 (12条関連)	人格高潔、学識がすぐれ、教育研究活動を適切かつ効果的に運営できる能力有する者	現行に加え、「学長選考会議が定める基準により」選考するという規定が加わる。	国会審議の大臣答弁では、「基準」とは、「ミッションを進めること」ができることと、「選考方法」に関するものと述べている。すなわち、文科省の定めた「ミッションの再定義」の遂行者としての学長を、意向投票は行ったとしてもあくまで参考として、選考会議が主体的に学長を選考することを求めるもの。
経営協議会の構成 (20条関連=国立大学法人について)(27条関連=大学共同利用機関法人について)	経営協議会の委員の2分の1以上は学外委員	経営協議会の委員の過半数は学外委員	学外委員の比率を2分の1以上から過半数に引き上げることで、現在同数の法人は、学外委員を増やすなどして過半数にすることが義務付けられる。
教育研究評議会の構成 (21条関連)	(新設)	学教法92条関連で「校務をつかさどる」とした副学長のうち学長指名の1名を評議員とする。	権限が増した学長指名の副学長が評議員として教育研究評議会に乗り込んでくる。

「学校教育法改正に反対するアピール署名をすすめる会」による  
「大学の自治を否定する学校教育法改正に反対する緊急アピール」への賛同署名にご協力ください。  
<https://business.form-mailer.jp/fms/dc0ab1ea31301> ※「学校教育法」「署名」で検索